

平成26年7月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(レ)第22号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・宇部簡易裁判所平成25年(レ)第156号)

口頭弁論終結の日 平成26年6月11日

判 決

京都市 [redacted]

控 訴 人 アイフル株式会社

同代表者代表取締役 [redacted]

同訴訟代理人支配人 [redacted]

同 [redacted]

山口県 [redacted]

被 控 訴 人 [redacted]

同訴訟代理人弁護士 田 邊 一 隆

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

- (1) 本件は、登録を受けた貸金業者である株式会社ライフ（以下「ライフ」という。）及び控訴人との間で、継続的に金銭消費貸借取引（以下「本件取引」という。）を繰り返した被控訴人が、支払った利息のうち利息制限法（平成

18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。) 1条1項による制限を超過する部分(以下「制限超過部分」という。)を順次元本に充当すると、過払金が生じており、かつ、ライフ及び控訴人は、過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたから民法704条の悪意の受益者であり、過払金に法定利息を付する旨主張して、その支払請求権を控訴人の被控訴人に対する立替金債権と対当額で相殺した上、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、本件取引により生じた過払金133万3813円及びこれに対する過払金発生時から平成25年6月18日までの年5分の割合による同法704条前段所定の利息(以下「法定利息」という。)5万5557円の合計138万9370円並びに上記過払金に対する同月19日から支払済みまでの同割合による法定利息の支払を求める事案である。

- (2) 原審は、被控訴人の請求を全部認容したことから、控訴人がこれを不服として控訴した。

2 被控訴人の主張—請求原因

- (1) ライフ及び控訴人は、貸金業等を営む会社である。
- (2) 被控訴人は、原判決添付の別紙計算書の「年月日」, 「貸付金」及び「支払金」の各欄記載のとおり、平成12年7月11日から平成19年12月26日まではライフと、平成23年9月22日以降平成25年5月24日まではライフを吸収合併した控訴人と、継続的な金銭消費貸借取引(以下「本件取引」という。)を行った。

なお、被控訴人は、ライフとの間で、遅くとも平成6年1月7日には金銭消費貸借契約(以下「本件契約」という。)を締結し、同契約に基づき、借入れと返済を繰り返していたが、同契約における約定利率は、制限利率を超過したものであったため、制限超過部分を元本に充当する引き直し計算をすると平成12年6月30日時点で過払金が発生していたが、平成12年6月30日、ライフは会社更生手続開始決定を受け、被控訴人は、同手続におけ

る債権届出期間内に過払金債権の届出をしなかったことにより、本件契約に基づく取引から生じていた同日までの過払金債権につき失権した。

- (3) 本件取引において被控訴人がライフ及び控訴人に支払った利息の利率は、いずれも利息制限法所定の制限利率を超えるものであった。
- (4) ライフ及び控訴人は、いずれも貸金業者であるところ、利息制限法所定の制限利率を超える利率による金員を利息弁済として受領する際、当該部分を貸付金の残元本に充当してそれが完済になった後の過払金は借主に返還すべきで、これを取得する法律上の原因がないことを知っていたから、いずれも悪意の受益者（民法704条前段）であり、過払金発生時から、年5分の法定利息を付して、その受けた利益を返還すべきである。
- (5) 本件取引における被控訴人の支払を利息制限法所定の制限利率により計算した利息に充当し、その余を元本に充当するなどの引き直し計算をし、過払金に法定利息を付する計算をし、控訴人が被控訴人に対し有する34万5010円の立替金債権につき、被控訴人が送達された本件訴状をもって本件過払金債権と対当額で相殺する旨の意思表示をした（相殺適状は平成25年6月18日）ことを前提にすると、本件取引については、原判決添付の別紙計算書のとおり、平成25年6月18日の時点で、過払金133万3813円及び法定利息5万5557円が生じている。
- (6) よって、被控訴人は控訴人に対し、本件取引により発生した過払金133万3813円の返還及びこれに対する過払金発生時から平成25年6月18日までの民法所定の年5分の割合による法定利息5万5557円の支払並びに上記過払金に対する同月19日から支払済みまでの同割合による法定利息の支払を求める。

3 控訴人の主張—請求原因に対する認否等

- (1) 請求原因(1)、(2)は認めるが、その余は否認ないし争う。
- (2)ア ライフは、被控訴人を含むすべての顧客に対して、貸金業の規制等に関

する法律（平成18年法律第115号により法律の題名が貸金業法と改められた。以下「貸金業法」という。）17条1項所定の事項を記載した書面及び同法18条1項所定の事項を記載した書面（以下「17条書面等」という。）を交付する十分な業務体制を常に整備し、同法の施行から現在に至るまで、各消費者に対し、ライフにおいて使用していた契約書は、17条書面の法定記載要件をほぼ充足しており、ライフは合理的根拠に基づき、上記契約書が17条書面の法定記載要件を満たすと解し、18条書面についてはライフの書面には法的記載要件に欠くところがないこと、ライフは17条書面等の交付の不備を理由に行政処分を受けたことがないことからすれば、ライフが、制限超過部分の受領に貸金業法43条1項の適用があると認識していたことにつき、やむを得ないといえる特段の事情がある。

イ 仮に、ライフが、本件取引による過払金の受領につき、民法704条の「悪意の受益者」であるとしても、法定利息の発生時期は本件訴状送達の日の日翌日であるか、本件取引終了日の翌日である。

第3 判断

1 被控訴人の主張(1)、(2)は、当事者間に争いがなく、同(3)は、本件証拠（甲1）及び弁論の全趣旨により認められる。

2 被控訴人の主張(4)、控訴人の主張(2)について

(1) 前記1のとおり、登録を受けた貸金業者であるライフ及び控訴人は、被控訴人との間で、利息制限法所定の制限利率を超過する約定利率による本件取引を行い、これについて制限超過部分を含む各弁済金を受領していた。

ところで、貸金業者が借主に対して制限利率を超過した約定利率で貸付けを行い、制限超過部分を利息債務の弁済として受領した場合、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至っ

たことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定される（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）。

これを本件についてみると、控訴人は、ライフ及び控訴人が制限超過部分を利息債務の任意の弁済として受領した点につき、貸金業法43条1項の適用があることについて具体的な主張立証をしないから、本件取引につき、同項の適用があるとは認められない。また、上記特段の事情についても、控訴人は、ライフが被控訴人を含むすべての顧客に対して、17条書面等を交付する十分な業務体制を常に整備していたことなどを主張するが、本件取引に関する具体的な主張立証をせず、控訴人の主張するような事実をもって上記特段の事情に当たるとすることはできない。

したがって、ライフ及び控訴人は、本件取引による過払金の受領につき、民法704条の「悪意の受益者」に当たるといふべきである。

- (2) そうすると、控訴人は、本件取引により過払金が生じた場合には、被控訴人に対し、その受領につき民法704条の「悪意の受益者」として、過払金発生時からの法定利息を付してこれを返還すべき義務を負うといふべきである。

控訴人は、法定利息の発生時期につき、本件訴状送達の日翌日であるか、あるいは本件取引終了日の翌日であると主張するが、法定利息は過払金発生時から発生すると解すべきであるから（最高裁平成21年9月4日第二小法廷判決・裁判集民事231号477頁参照）、それらの主張はいずれも採用できない。

3 被控訴人の主張(5)について

証拠（甲1）及び弁論の全趣旨によれば、本件取引は、基本契約に基づく連続した貸付取引であること、同基本契約は、これにより過払金が発生する場合

には、その後に発生する新たな借入金債務に充当される旨の合意を含むものであることが認められる。これに基づき、本件取引について利息制限法所定の制限利率により引き直し計算をし、被控訴人が被控訴人の主張(5)に記載のとおり、相殺の主張を前提にその金額を控除した主張をしていることを考慮すると、原判決添付の別紙計算書のとおりとなる。

4 結論

以上によれば、被控訴人の請求は理由があるからこれを認容すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

山口地方裁判所第1部

裁判長裁判官 桑 原 直 子

裁判官 宮 寄 秀 典

裁判官 林 崎 由 莉 子

これは正本である。

平成26年7月30日

山口地方裁判所

裁判所書記官 児島 大成

